

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年１１月３０日（令和５年（行情）諮問第１０９５号及び同第１０９６号）

答申日：令和６年１２月２７日（令和６年度（行情）答申第７５６号及び同第７５７号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の１に掲げる２文書（以下、順に「本件請求文書１」及び「本件請求文書２」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の２に掲げる３７文書（以下、順に本件請求文書１に係るものを「文書１」ないし「文書１６」、本件請求文書２に係るものを「文書１７」ないし「文書３７」といい、第４及び第５において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成２９年４月３日付け防官文第５３２９号、平成３０年１２月２７日付け同第２０１８６号、平成２９年４月２８日付け同第７０８４号及び平成３０年１２月２７日付け同第２０１８７号により行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分４」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

ア 諮問第１０９５号

（ア）原処分１関係

a 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁。別紙１（略））である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたＰＤＦファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

b 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

c 複写の交付が本件対象文書（第２においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

d 一部に対する不開示決定の取り消し。

「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」（平成２３年防衛省訓令第１５号）第１４条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。

同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

e 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても開示・不開示の判断を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判

断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

f 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

g 対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである。

「当該記事一覧」が存在しないとされていることから、対象文書に漏れがないかを不服申立人は確認することができない。念のため、再度対象文書について漏れがないか、確認すべきである。

(イ) 原処分2 関係

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 諮問第1096号

(ア) 原処分3 関係

a 上記ア(ア) aと同じ

b 上記ア(ア) bと同じ

c 上記ア(ア) cと同じ

d 上記ア(ア) dと同じ

e 上記ア(ア) eと同じ

f 上記ア(ア) fと同じ

g 上記ア(ア) gと同じ

(イ) 原処分4 関係

上記ア(イ)と同じ

(2) 意見書(添付資料は省略する。)

ア 諮問第1095号

意見：ページ番号が欠落している

本件対象文書の殆どにページ番号が振られていないが、例えば添付資料とした別件で特定された文書には中央下にページ番号が振られている。

従って原本にはいずれもページ番号が振られているはずで、開示の実施に当たって欠落したものと思われる。

イ 諮問第1096号

(ア) 上記アと同じ

(イ) 意見：文書の欠落及びレイアウトの崩れがある。

以下については、開示実施に際して起こった不具合と思われ、本

件対象文書の内容を損なっている。

本件対象文書（３）（文書１９を指す。）

文書１頁の下部にある文書管理覧（原文ママ）のうち「枚数」の箇所が欠けている。

本件対象文書（６）（文書２２を指す。）

文書１頁の１０行目において段落が崩れている。

本件対象文書（１０）（文書２６を指す。）

２頁真ん中の画像資料源の文字が欠落している。

本件対象文書（１７）（文書３３を指す。）

１頁（下から４行目）には「，」の後に文字が続くはずであるが、空欄となっている。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 諮問第１０９５号（原処分１及び原処分２関係）

（１）経緯

原処分１及び原処分２に関する開示請求（以下「本件開示請求１」という。）は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書１ないし文書１５を特定し、平成２９年４月３日付け防官文第５３２９号により、法５条３号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った。

原処分１を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、原処分１において開示した文書に加え、文書１６を特定し、文書１６は法５条３号に該当するため、平成３０年１２月２７日付け防官文第２０１８６号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（原処分２）を行った。

諮問第１０９５号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求１」という。）は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求１について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年６か月及び約４年１０か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）文書１ないし文書１６について

ア 文書１ないし文書１５については、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書１６については、文書１５とは異なるシステムに保管（登録）

されているデータ資料である。

(3) 「当該記事一覧」について

文書1ないし文書16は、上記(2)のとおり、システム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

(4) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書1ないし文書14の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 文書15については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

ウ 文書16の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、文書1ないし文書15の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「複写の交付が文書1ないし文書14の全ての内容

を複写しているか確認を求める」としているが、文書1ないし文書14と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、「当該記事一覧」の特定を求めるとともに、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる」と主張するが、同条の規定は、「当該記事一覧」の作成を義務付けるものではなく、作成していない。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書15は電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

カ 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである」としているが、文書1ないし文書16の他に本件開示請求1に係る行政文書は保有していないことから原処分1及び原処分2を行ったものであり、本件審査請求1を受け、念のため関係部署において改めて行った探索においても、その存在を確認できなかった。

キ 審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記（4）ウのとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 諮問第1096号（原処分3及び原処分4関係）

（1）経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書17ないし文書36を特定し、平成29年4月28日付け防官文第7084号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

原処分3を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、原処分3において開示した文書に加え、文書37を特定し、文書37は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20187号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第1096号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求2について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月及び約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）文書17ないし文書37について

ア 上記1（2）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書15」を「文書17ないし文書36」に改める。）

イ 上記1（2）イと同じ（ただし、「文書16」を「文書37」に、「文書15」を「文書36」に、それぞれ改める。）

（3）「当該記事一覧」について

上記1（3）と同じ（ただし、「文書1ないし文書16」を「文書17ないし文書37」に改める。）

（4）法5条該当性について

原処分3及び原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1（4）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書14」を「文書17ないし文書35」に改める。）

イ 上記1（4）イと同じ（ただし、「文書15」を「文書36」に改める。）

ウ 上記1（4）ウと同じ（ただし、「文書16」を「文書37」に改める。）

（5）審査請求人の主張について

ア 上記1（5）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書15」を「文書17ないし文書36」に改める。）

イ 上記1（5）イと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ウ 上記1（5）ウと同じ（ただし、「文書1ないし文書14」をいずれも「文書17ないし文書35」に改める。）

エ 上記1（5）エと同じ

オ 上記1（5）オと同じ（ただし、「文書1ないし文書15」を「文書17ないし文書36」に改める。）

カ 上記1（5）カと同じ（ただし、「文書1ないし文書16」を「文書17ないし文書37」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に、「本件審査請求1」を「本件審査請求2」に改める。）

キ 上記１（５）キと同じ（ただし、「原処分２」を「原処分４」に改める。）

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分３及び原処分４を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和５年１１月３０日 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第１０９５号及び同第１０９６号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年１２月１５日 審議（同上）
- ④ 令和６年１月５日 審査請求人から意見書（２通）を収受（同上）
- ⑤ 同年１２月２０日 令和５年（行情）諮問第１０９５号及び同第１０９６号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分１及び原処分３については、文書の再特定及び不開示部分の開示を求め、原処分２及び原処分４については、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 文書１ないし文書１５は、上記第３の１（２）ア及び同（５）アにおいて説明するとおり、システム内において、ＰＤＦファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。

イ 文書１７ないし文書３６は、上記第３の２（２）ア及び同（５）アにおいて説明するとおり、システム内において、ＰＤＦファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。

（２）これを検討するに、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、文書１ないし文書１５及び文書１７ないし文

書 3 6 は、基礎情報隊において、電磁的記録により作成・管理されていて、紙媒体は保有していない旨の上記（１）並びに上記第 3 の 1 （3）及び同（5）オ並びに同 2 （3）及び同（5）オの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

- （3）なお、諮問庁が、原処分 2 及び原処分 4 に至る経緯について、上記第 3 の 1 （1）及び第 3 の 2 （1）のとおり説明していることに關し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、本件各開示請求は、請求文言に「基礎情報隊が作成した」という文言があることから、陸上自衛隊基礎情報隊の部内のウェブサイト（以下「部内ウェブサイト」という。）に掲載するか否かにつき、隊長等が掲載を認め、決裁した資料のみが本件請求文書に該当すると判断し、原処分 1 においては、文書 1 ないし文書 1 5、原処分 3 においては、文書 1 7 ないし文書 3 6 をそれぞれ特定したが、防衛省において再度検討したところ、隊長等が部内ウェブサイトに掲載することを不適当と判断した、文書 1 5 及び文書 3 6 とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料についても、本件請求文書に該当すると判断したことから、これを文書 1 6 及び文書 3 7 として特定したとのことであった。
- （4）また、諮問庁からは、本件各審査請求を受け、念のため改めて、陸上自衛隊基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとの補足説明があったところ、これを覆すに足りる事情はないので、上記探索の範囲等について、特段問題があるとは認められない。
- （5）したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- （1）文書 1 ないし文書 1 4 及び文書 1 7 ないし文書 3 5 の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第 3 の 1 （4）ア及び同 2 （4）アのとおり説明する。

当審査会において文書 1 ないし文書 1 4 及び文書 1 7 ないし文書 3 5 を見分したところ、標記不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が

害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書15, 文書16, 文書36及び文書37について

文書15, 文書16, 文書36及び文書37を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1(4)イ及びウ並びに同2(4)イ及びウのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、文書15, 文書16, 文書36及び文書37については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人が、意見書で述べる点(上記第2の2(2))は、その主張自体から開示の実施に関するものであると解されるので、当審査会の判断対象ではないが、念のために、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人の上記指摘については、いずれも原本自体がそのようになっているのであり、上記第3の1(5)ウ及び同2(5)ウで述べたとおり、開示実施文書と原本に齟齬はないとのことであった(なお、諮問書に添付された開示実施文書の写しと諮問庁から提示を受けた本件対象文書を対比しても、この点の諮問庁の説明は首肯し得る。ちなみに、文書26については、諮問書に添付された開示実施文書からは、審査請求人が指摘する点は確認できない。)

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年5か月、約6年6か月及び約4年10か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第1095号)

基礎情報隊が作成したロシア, 中国, 朝鮮半島, 米州, 欧州, アフリカ, その他の地域, 及び軍事科学技術に関する情報資料 (2017年1月分) 及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。

(2) 本件請求文書2 (諮問第1096号)

基礎情報隊が作成したロシア, 中国, 朝鮮半島, 米州, 欧州, アフリカ, その他の地域, 及び軍事科学技術に関する情報資料 (2017年2月分) 及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。

2 特定された文書

(1) 諮問第1095号

ア 原処分1関係

文書1 WIN-T (4/5)

文書2 中国軍, 新年度の健康診断を実施

文書3 東部軍管区で「戦車バイアスロン2017」の参加者の選抜開始 (12月22日)

文書4 台湾海軍陸戦隊水中爆破隊員への道

文書5 中国陸軍, Y-9輸送機を装備

文書6 南北朝鮮, スウェーデンで非公式接触, 日中も参加

文書7 韓国軍, 潜水艦キラー「P-8A」8機導入, 北朝鮮のSLBMに対応

文書8 WIN-T (5/5)

文書9 ロシア国防相, セレクター会議を実施 (1月10日)

文書10 台湾軍, 聯勇105-9演習を実施

文書11 中国軍第38集団軍合成大隊, 新年度の訓練を開始

文書12 韓国の釜山港にロシア海軍艦艇2隻が入港

文書13 北朝鮮, 労働新聞1面左上の金日成・金正日を讃えるスローガンが変更

文書14 韓国国防白書, 「中韓軍事交流」の記述に変化

文書15 各国データベース

イ 原処分2関係

文書16 基礎情報隊が作成したロシア, 中国, 朝鮮半島, 米州, 欧州, アフリカ, その他の地域, 及び軍事科学技術に関する情報資料 (2017年1月分) に係る行政文書のうち, 原処分1により開示決定した以外の文書

(2) 諮問第1096号

ア 原処分３関係

- 文書１７ 米国の多層弾道ミサイル防衛（１／２）
- 文書１８ 中国陸軍某特殊作戦旅団，行軍におけるゴミの処理について
- 文書１９ 艦載改修型攻撃ヘリコプタＫ a－５２Ｋ「カトラン」
- 文書２０ 台湾軍，２０１７年の春節戦備演習について
- 文書２１ 中国，第４２集団軍某特殊作戦旅団が夜間襲撃訓練を実施
- 文書２２ 北朝鮮，金正恩の「お言葉」，管理責任者は趙勇元か
- 文書２３ 韓国，国防高等技術院を設立，先端兵器の開発に拍車
- 文書２４ 米国の多層弾道ミサイル防衛（２／２）
- 文書２５ フォミン氏，ロシア国防相代理に任命
- 文書２６ 台湾軍，２０１７年春節戦備強化演習（２日目）について
- 文書２７ 中国軍事雑誌，南スーダンＰＫＯ部隊の襲撃遭遇から次世代の装甲車について考察
- 文書２８ 北朝鮮，主要高速道路と滑走路近くに飛行機や関連車両を駐車・保管するための施設を整備
- 文書２９ 在韓米空軍，トランプ政権発足後初の循環配置を計画
- 文書３０ ロシア：地対艦ミサイル「Ｂ a １－Ｅ」
- 文書３１ ロシア大統領指示による航空宇宙軍の戦闘即応態勢の抜き打ち検閲開始
- 文書３２ 中国海軍南海艦隊，遠洋訓練編隊が出港
- 文書３３ 中国陸軍第１期下士官長養成訓練が終了
- 文書３４ 北朝鮮製地対空ミサイル，トルコ反政府組織で発見
- 文書３５ 韓国外交部報道官ブリーフィング（２０１７年２月７日，ＴＨＡＡＤ関連部分）
- 文書３６ 各国データベース

イ 原処分４関係

- 文書３７ 基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（２０１７年２月分）に係る行政文書のうち，原処分３により開示決定した以外の文書